



平川市	医療法人サ ンメデイコ 三	弘前市大字城東 中央四丁目一 の	居宅療養 管理指導	シルバーク リニツク グ	弘前市大字岩賀 一丁目一 の	
平川市 山二五の六	平川市柏木町藤 六		通所介護	平川市東部 地区デイス スセン ター	平川市葛川田の 沢口五の一	"

青森県告示第百三十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成十九年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

五所川原市	特定非営利活動 法人在宅生活	上北郡六ヶ所村 大字泊字村ノ内 二一六の二	指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を 行う事業所	所在地	廃止 年月日
五所川原市 木町一二	五所川原市字岩 木町一二		五所川原市在宅 介護支援センタ ー	五所川原市 屋町四一	"	"
有限会社北日本 ネットワークサ ービス	青森市長島二丁 目一〇の四第 二階 新藤ビル三階	居宅介護支援 事業者	居宅介護支援 事業者	上北郡六ヶ所村 大字泊字川原八 五八	平成 一九・三・三	
青森市長島二丁 目一〇の四第 二階 新藤ビル三階	青森市長島二丁 目一〇の四第 二階 新藤ビル三階	居宅介護支援 事業者	居宅介護支援 事業者	上北郡六ヶ所村 大字泊字川原八 五八	平成 一九・三・三	

青森県告示第百三十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十一条の規定により、次の指定介護

老人福祉施設がその指定を辞退したので、同法第九十三条第二号の規定により公示する。

平成十九年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

今別町特別養護老人ホ ムなかやま荘	開設の場所	指定辞退 年月日
東津軽郡今別町大字今別字西田二四八の 二〇五		平成 一九・三・三

青森県告示第百三十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設がその指定を辞退したので、同法第一百五十五条第二号の規定により公示する。

平成十九年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	開設の場所	指定辞退 年月日
医療法人佐々木内科胃腸 科内科	青森市岡造道二丁目二の二五	平成 一九・三・三
医療法人良風会ちびき病 院	上北郡東北町字石坂三二の四	"
シルバーク ニツク	弘前市大字岩賀二丁目二の二一	"

青森県告示第百三十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一百五十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第一百五十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十九年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人サ ンメディコ	医療法人サ ンメディコ	医療法人社 団良風会	医療法人佐 々木胃腸科 内科	今別町	今別町	今別町	氏名 又は 名称 又は 名は	指定介護予 防サ ービス 事業 者	介護予 防サ ービス 事業 を行う 事業所	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
弘前市大字城 東中央四丁目 一の三	弘前市大字城 東中央四丁目 一の三	上北郡東北 町字石坂三 二の四	青森市岡造 道二丁目二 の二五	東津軽郡今 別町大字今 別字今別一 六七	東津軽郡今 別町大字今 別字今別一 六七	東津軽郡今 別町大字今 別字今別一 六七	主たる事務 所の所在地 又は住所	介護予 防サ ービス の種類				
介護予防 居宅療養 管理指導	介護予 防短期入 所療養介 護	介護予 防短期入 所療養介 護	介護予 防短期入 所療養介 護	訪問予 防介護	通所予 防介護	介護予 防生活期 介護						
シルバーク リニツク	シルバーク リニツク	医療法人社 団良風会 びき病院	医療法人佐 々木胃腸科 内科	今別町ホ ールより	今別町ヒ ース	今別町特 別老人ホ ールな かやま						
弘前市大字 岩賀二丁目 一の二	弘前市大字 岩賀二丁目 一の二	上北郡東北 町字石坂三 二の四	青森市岡造 道二丁目二 の二五	東津軽郡今 別町大字西 田四八の三 九	東津軽郡今 別町大字西 田四八の三 九	東津軽郡今 別町大字西 田四八の二 〇五						
"	"	"	"	"	"	平成 一九・三 三						

青森県告示第三百三十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一条第一項の規定により、平成十五年三月二十八日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定に

より、平成十九年三月三十日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。  
なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで外ヶ浜町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十九年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目一の

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目一の

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡外ヶ浜町字三厩榎榔四六三の二から四四の一を経て三八の一に至る間の地先公有水面及び同字三五の一から四八三を経て四六二に至る間の地先公有水面

2 区域

の区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び 一の地点と 一の地点を結ぶ平成十四年の秋分の日の満潮位（T・P・プラス〇・四六七メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点一 二等多角点一五八 三（北緯四一度一五分一秒八七六三、東経一四〇度二二分二九秒八五一八）から二二度三分二八秒一七五・二六メートルの地点

一の地点 基点一から一九六度二九分二五秒九五・九メートルの地点

二の地点 一の地点から一九度四一分二秒七・九八メートルの地点

三の地点 二の地点から一三五度五分二八秒九・六三メートルの地点

四の地点 三の地点から一二三度三分四一秒八・三三メートルの地点

五の地点 四の地点から一一五度九分四秒三・六七メートルの地点

六の地点	五の地点から一〇五度三五分三秒九・九三メートルの地点
七の地点	六の地点から一〇一度〇三分一三秒八・六メートルの地点
八の地点	七の地点から一〇一度二六分五秒三〇・六六メートルの地点
九の地点	八の地点から一〇六度五六分〇三秒二二・一五メートルの地点
一の地点	九の地点から一〇六度五五分四秒九・二九メートルの地点
一の地点	一の地点から一一四度二五分〇三秒一四・二二メートルの地点
二の地点	一の地点から一一五度一五分二秒一八・三三メートルの地点
三の地点	二の地点から一二〇度三分五四秒一一・四メートルの地点
四の地点	三の地点から一二二度五七分二三秒三三・八八メートルの地点
五の地点	四の地点から一二二度五四分二七秒一六・二七メートルの地点
六の地点	五の地点から一二三度三一分四一秒二〇・〇一メートルの地点
七の地点	六の地点から一二三度五六分四四秒二一・九五メートルの地点
八の地点	七の地点から一二五度一七分一秒一八・四一メートルの地点
九の地点	八の地点から一三〇度一七分一八秒一・九五メートルの地点
二四の地点	一九の地点から一二四度二五分三八秒一七・三三メートルの地点
二五の地点	二四の地点から二八八度三三分九秒四・八四メートルの地点
二五の地点	二五の地点から三四度四七分二二秒二六・二四メートルの地点
二四の地点	二五の地点から三〇三度三三分〇秒一五・四メートルの地点
二二三の地点	二四の地点から三〇三度三三分〇四秒二〇・一メートルの地点

二二三の地点	二二三の地点から三〇二度五三分五九秒一六・二七メートルの地点
二二二の地点	二二二の地点から三〇二度五八分九秒三・七七メートルの地点
二二一の地点	二二一の地点から三〇三度二八分三六秒九・六八メートルの地点
一九の地点	二二一の地点から二九九度五九分五一秒一一・〇メートルの地点
一八の地点	一九の地点から二九七度二二分一八秒四・七二メートルの地点
一七の地点	一八の地点から二九五度一八分四二秒六・一五メートルの地点
一六の地点	一七の地点から二九三度〇五分四九秒六・五八メートルの地点
一五の地点	一六の地点から二九四度五一分一秒四・〇六メートルの地点
一四の地点	一五の地点から二九二度一分三九秒八・五二メートルの地点
一三の地点	一四の地点から二八八度四六分〇五秒九・五二メートルの地点
一二の地点	一三の地点から二八六度四三分一秒三・五二メートルの地点
一一の地点	一二の地点から二八四度五二分三六秒一〇・〇九メートルの地点
一の地点	一一の地点から二八二度〇二分四一秒一〇・八七メートルの地点
九の地点	一の地点から二八〇度一六分〇四秒二〇・二六メートルの地点
八の地点	九の地点から二七九度五二分三七秒五・三二メートルの地点
七の地点	八の地点から二八三度一三分二九秒六・四二メートルの地点
六の地点	七の地点から二八八度三三分三秒三・二三メートルの地点
五の地点	六の地点から二九二度〇分一秒三・〇六メートルの地点
四の地点	五の地点から二九六度一六分四八秒四・六七メートルの地点
三の地点	四の地点から三〇〇度二七分一八秒三・五七メートルの地点
二の地点	三の地点から三〇四度四二分二九秒三・六二メートルの地点
一の地点	二の地点から三一一度二八分二三秒三・三八メートルの地点

の区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び 四二の地点と一五〇の地点を結ぶ平成十四年の秋分の日の満潮位（T・P・プラス〇・四六七メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点 一一二等多角点 一五八 三（北緯四一度一五分一一秒八七六三、東経一四〇

度二二九秒八五一八) から二二五度一分三一秒六一・七八メートルの地点

四二の地点 基点二から七三度三二分〇九秒二〇・八五メートルの地点

四一の地点 四二の地点から二九三度〇五分〇八秒五・〇メートルの地点

四の地点 四一の地点から二八八度五一分〇六秒三・四八メートルの地点

三九の地点 四の地点から二八三度〇三分二三秒九・五七メートルの地点

三八の地点 三九の地点から二七五度〇九分〇一秒六・九四メートルの地点

三七の地点 三八の地点から二六三度三一分四九秒一五・六二メートルの地点

三六の地点 三七の地点から二五六度二三分三秒二一・三七メートルの地点

三五の地点 三六の地点から二四一度五三分五秒六・六八メートルの地点

三四の地点 三五の地点から二六九度二四分〇秒二・七七メートルの地点

三三の地点 三四の地点から二六七度四七分三六秒一一・一九メートルの地点

三二の地点 三三の地点から二六六度〇分三七秒一七・一六メートルの地点

三一の地点 三二の地点から二五〇度五分二六秒六・〇六メートルの地点

三〇の地点 三一の地点から二七一度〇七分四二秒五・六九メートルの地点

二九の地点 三〇の地点から二八二度五一分三七秒五・四四メートルの地点

二八の地点 二九の地点から二〇〇度〇九分一三秒二二・六四メートルの地点

二七の地点 二八の地点から二〇五度四九分四六秒一七・五六メートルの地点

二六の地点 二七の地点から二〇七度三九分九秒一九・八四メートルの地点

二五の地点 二六の地点から二〇六度五八分〇二秒二〇・〇一メートルの地点

二四の地点 二五の地点から二〇六度一六分四五秒二〇・〇メートルの地点

二三の地点 二四の地点から二〇五度二七分三五秒二二・六五メートルの地点

二二の地点 二三の地点から二二五度一六分五七秒一八・三三メートルの地点

二一の地点 二二の地点から二二五度一六分一七秒一・九五メートルの地点

四一の地点 二一の地点から二二五度一六分三二秒七一・五七メートルの地点

四二の地点 四一の地点から二二五度三三分五六秒四・七二メートルの地点

二二六の地点 四二の地点から三三三度一六分四三秒四三・一一メートルの地点

二二六の地点 二二六の地点から三五度一六分四八秒三五・五四メートルの地点

二二七の地点 二二六の地点から二二六度五八分〇九秒二六・〇六メートルの地点

二二八の地点 二二七の地点から二二六度五八分一秒二〇・〇一メートルの地点

二二九の地点 二二八の地点から二二七度三九分〇七秒一九・八四メートルの地点

二三の地点 二二九の地点から二二七度一分二秒九・七メートルの地点

三三一の地点 二三の地点から二二三度五五分一五秒八・九五メートルの地点

三三二の地点 三三一の地点から二二〇度二八分四七秒一〇・六メートルの地点

三三三の地点 三三二の地点から一一三度三十五分三一秒五・二四メートルの地点

三三四の地点 三三三の地点から一〇四度一分〇六秒三・八九メートルの地点

三三五の地点 三三四の地点から九八度二分一八秒三・七九メートルの地点

三三六の地点 三三五の地点から九二度二分四五秒三・八三メートルの地点

三三七の地点 三三六の地点から八七度二七分四秒五・二六メートルの地点

三三八の地点 三三七の地点から九二度一分四三秒二〇・〇五メートルの地点

三三九の地点 三三八の地点から六七度三九分五三秒一一・三四メートルの地点

三四の地点 三三九の地点から六八度一四分三八秒一三・六五メートルの地点

四一の地点 三四の地点から七一度三九分四六秒七・〇四メートルの地点

四二の地点 四一の地点から七五度一七分三七秒六・二メートルの地点

四三の地点 四二の地点から七九度二五分二一秒五・六メートルの地点

四四の地点 四三の地点から八三度五一分三秒五・一六メートルの地点

四五の地点 四四の地点から八八度二分三七秒四・三九メートルの地点

四六の地点 四五の地点から九二度四八分〇八秒四・三四メートルの地点

- 一四七の地点 一四六の地点から九九度一分四五秒七・九メートルの地点
- 一四八の地点 一四七の地点から一〇五度一分三八秒三・六メートルの地点
- 一四九の地点 一四八の地点から一〇八度五分〇一秒三・三六メートルの地点
- 一五〇の地点 一四九の地点から一一三度〇九分二秒四・九六メートルの地点

3 面積  
 の区域 二、四一八・四〇平方メートル  
 の区域 一、九八七・八四平方メートル

青森県告示第三百三十八号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条第一項の規定により行った次の公共下水道の終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）第八条第一項後段の規定により告示する。

平成十九年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 公共下水道の名称  
 平川市特定環境保全公共下水道
- 二 工事の区域  
 終末処理場  
 平川市碓ヶ関古懸向安田四の一、五の一、六の一、八の一、九の二、一〇、九一及び九二地内
- 三 工事の内容  
 終末処理場（場内整備工事）
- 四 工事の完了の日  
 平成十九年三月二十八日

青森県告示第三百三十九号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第

十五号）第十四条の二第一項の規定により行った次の公共下水道の終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十九年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 公共下水道の名称  
 佐井村特定環境保全公共下水道
- 二 工事の区域  
 幹線管渠  
 下北郡佐井村大字佐井字大佐井一四の一地内  
 終末処理場  
 下北郡佐井村大字佐井字佐井川目五六の一地内
- 三 工事の内容  
 幹線管渠  
 管路設備工事  
 終末処理場  
 水処理施設機械・電気設備工事及び場内整備工事
- 四 工事の完了の日  
 平成十九年三月二十八日

青森県告示第三百四十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	加入区 名 称	発起人の住所及び氏名	期 間	場 所
	深 浦	西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八 一 番 地 二 森 長 保 西津軽郡深浦町大字広戸字家野上 ○一 番 地 四 四 舟 木 初 夫 西津軽郡深浦町大字深浦字中沢一八 番 地 一 七 中 川 善 文	平成十九年四 月十六日から 同月三十日ま で	深浦漁業協 同組合

**教 育 委 員 会**

青森県教育委員会告示第八号

昭和四十七年十一月十四日青森県教育委員会告示第五号（教科用図書採択地区）の  
一部を次のように改正する。

平成十九年四月十六日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

表中

東青地区	青森地区
青森市、東津軽郡	青森市

を

に改める。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭